

申請は出産後～
産後 11 か月まで

■ 市ホームページから簡易電子申請にて利用申請

- ・申請から利用承認通知書兼利用管理票が届くまで、約 2 週間かかります。期間に余裕をもって申請ください。
- ・出産後、1週間以内に利用希望の場合、必ず子ども保健課へお電話ください。
- ・令和 7 年度に出産し、高槻市産後ケア宿泊型事業を利用承認された場合、改めての利用申請は不要です。利用承認通知書を紛失された場合は、再交付申請をしてください。

■ 「高槻市産後ケア事業利用承認通知書兼利用管理票」が市から届く

- ・施設への申込みは利用承認通知書兼利用管理票が届いてから行ってください。
- ・利用の際に承認通知書兼利用管理票(令和 7 年度発行の「高槻市産後ケア宿泊型事業利用承認通知書」でも可)がない場合、事業を利用できません。

■ 市ホームページで利用施設を選ぶ

Check !

- ・赤ちゃんの安全のため、施設毎に受入れできる赤ちゃんの月齢が異なります。
- ・施設毎に持ち物や利用に際しての注意事項が異なります。
市ホームページや各施設のホームページで確認しましょう。



■ 施設へ申し込む

Check !

- ・利用の1週間前までには申し込みましょう。(施設の受入れ準備のため)
- ・食べ物のアレルギーなど利用の際に配慮してほしいことを伝えましょう。
- ・急な分娩等、施設側のやむを得ない事情により、施設が決まった後でも利用できない場合があります。
- ・お母さんと赤ちゃんの安全のため、心身の状況によって受入れできない施設があります。
- ・承認された利用期間、日数を超えた場合、実費相当額をお支払いいただきます。

<申込みの時に手元に用意するもの>

- ・高槻市産後ケア事業利用承認通知書兼利用管理票(令和7年度発行の「高槻市産後ケア宿泊型事業利用承認通知書」でも可)
- ・母子健康手帳

※令和7年度の承認通知書をお持ちで、里帰り先など市外の施設で令和8年4月以降に初めて利用する場合、利用管理票をお渡すため担当課へお電話ください。

■ 施設が決まる

■ 利用前日までに施設から連絡がある

Check !

- ・感染症など体調不良の場合利用できません。利用直前のお母さんと赤ちゃんの体調を伝えましょう。
- ・利用料の支払い方法を確認しましょう。(現金、クレジットカード、電子決済 など)

■ 利用当日

Check !

- ・基本、母子同室でお過ごしいただきます。
- ・承認通知書兼利用管理票、母子健康手帳、利用料を必ず持っていきましょう。
- ・利用中の外出は安全管理上できません。

承認通知書兼利用
管理票を忘れた場合、
利用できません！

■ 利用終了

- ・利用管理票など必要書類に事業者から記入を受け、内容に誤りがなければサインをしてください。
- ・利用料のお支払いをして、アンケートにお答えください。